平成２２年（フ）第１１３号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目７番12号　フラット真栄原Ａ－３号
債務者　大城加代子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８２号
北海道帯広市西17条南３丁目34番５号　ロイヤルハイツ１・７－１ＦＢ
債務者　池田　　勤
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
東京都中野区江古田１丁目５番４号マキ哲学堂301
債務者　甲田　雅之
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
青森市大字大野字山下44番地６
債務者　今　美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
青森市大字新城字平岡954番地16
債務者　水上　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５６９号
東京都板橋区中台１丁目22－２
債務者　小西　健一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９７号
千葉県船橋市習志野台４丁目38―17―201
債務者　羽田野浩二
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５９８号
東京都東久留米市下里４丁目１―21―305
債務者　小坂　弘幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６３７号
東京都北区田端新町２丁目11－８－604
債務者　森　　文孝
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６７９号
神奈川県相模原市南区南台５丁目12－３－205
債務者　間宮千津子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６８３号
東京都練馬区春日町２丁目７－３
債務者　前田　良子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７１１号
神奈川県相模原市南区上鶴間７丁目１－２－103
債務者　佐々木敦子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７５１号
東京都板橋区坂下３丁目９―13―402
債務者　佐藤　清輝
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７８３号
東京都府中市分梅町１丁目16
債務者　石倉　　崇
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５３号
静岡市葵区千代２丁目９番40号　ムーンハイツ千代101号、旧住所静岡市葵区羽鳥３丁目１番73号
債務者　米澤　益江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部